

自転車等駐車場の 附置義務について

さいたま市内全域の都市計画法で定める近隣商業地域、商業地域と自転車等放置防止条例で定める自転車等放置禁止区域に百貨店、スーパーマーケット、金融機関、遊技場等の集客施設・商業施設等の新築、増築を予定されている皆様へ

一定規模以上の施設は、自転車等駐車場が必要になります。

放置自転車（バイク）のない 安全で快適な住みよいまちづくりを

自転車は、通勤、通学、買物等のための手軽で便利な乗り物として、多くの人に愛用され、今や、日常の生活に欠くことのできない重要な交通手段となっております。

しかし、一方では、自転車の利用の増大は、大量の自転車の放置を引き起こし、歩行者、特に、車いす使用者、視覚障害者などの障害者や高齢者等の通行障害、また、火災、地震等の災害が発生したときの避難及び救助活動を妨害するなど様々な問題を招いております。

このような放置自転車は駅周辺だけではなく、一定規模以上の集客施設や店舗等の商業施設等からも大量に発生しております。

さいたま市では、放置自転車が引き起こす問題の解消を図るとともに安全で快適な歩行環境の確保、交通の円滑化並びに良好な都市環境を確保し、「安全で快適な住みよいまちづくり」を進めるため、さいたま市内全域の指定区域に自転車等の大量の駐車需要を生じさせる集客施設や商業施設等を新築又は増築する場合において、自転車等の利用者のために定められた規模の自転車等駐車を設置していただくため、「さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例」を施行しています。

自転車等駐車場の附置義務とは



条例で定められた指定区域内において、百貨店、スーパーマーケット、飲食店、銀行等の金融機関、遊技場など、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる一定規模以上の施設を新築又は増築する場合、施設の設置者は、利用者のためにその施設もしくはその敷地内又は施設から 50 メートル以内の場所に、条例で定められた基準に従い算定した台数以上の自転車等駐車を設置しなければなりません。

自転車等駐車を設置しなければならない区域は



この条例により、自転車等駐車を設置しなければならない区域は、都市計画法で定める近隣商業地域及び商業地域並びにさいたま市自転車等放置防止条例で定める自転車等放置禁止区域で、「指定区域」として定めています。

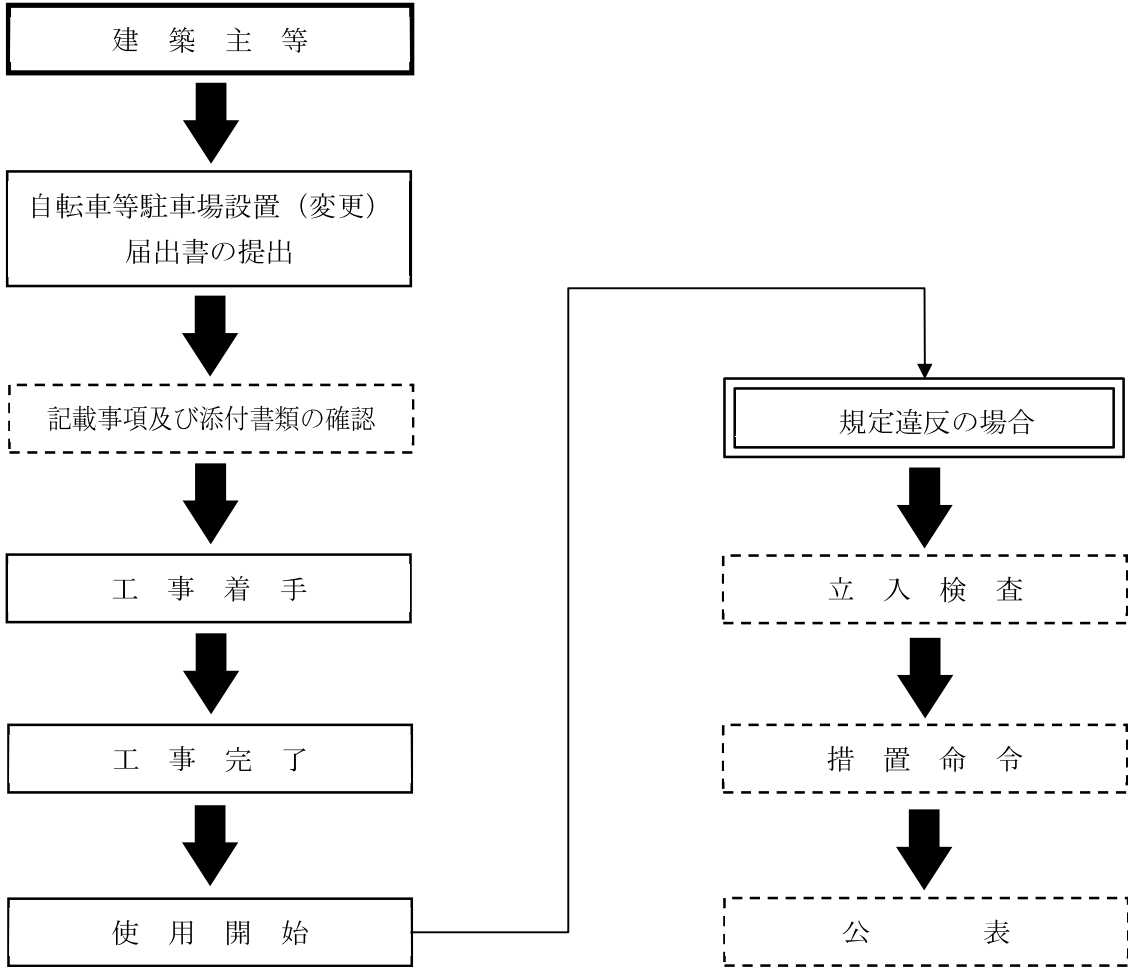
自転車等駐車場の設置の届出は

この条例により、自転車等駐車場を設置又は変更をしようとする場合は、自転車等駐車場設置（変更）届出書に下記の書類を添付してさいたま市各区役所くらし応援室へ提出していただきます。

[添付書類]

- (1) 施設及び自転車等駐車場の付近見取図
- (2) 施設及び自転車等駐車場の配置図
- (3) 施設の各階平面図
- (4) 自転車等駐車場の平面図
- (5) 自転車等駐車場の構造図（立体式自転車等駐車場及び特殊な装置を用いる自転車等駐車場に限る。）
- (6) 店舗等面積の積算内訳表
- (7) 自転車等駐車場の規模の算出計算書

[自転車等駐車場設置手続きの流れ]



自転車等駐車を設置しなければならない施設は



この条例により、以下の施設を新設又は増築する場合において、自転車等駐車を設置しなければならないと定めています。

	施設の用途	店舗等面積	自転車等駐車場の規模	店舗等面積の主な算定対象	算定対象としない床面積
1	百貨店、スーパーマーケットその他の小売り店舗及び飲食店 [百貨店、スーパーマーケット、その他の小売り店舗、食堂、喫茶店などの飲食店]	店舗面積が400㎡を超えるもの	店舗面積20㎡ごとに1台	売場、売場間の通路、商品の陳列窓及び陳列室、承り所、物品加工修理場、客席、調理室、待合室その他これらに類すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室、食堂など)、事務室、倉庫など
2	銀行その他の金融機関 [銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、証券会社などの金融機関]	店舗面積が500㎡を超えるもの	店舗面積25㎡ごとに1台	営業室、ロビー、応接室その他これらに類すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室、食堂など)、事務室、支店長室、金庫室など
3	ぱちんこ屋その他遊技場 [ぱちんこ屋、まあじゃん屋、ゲームセンターなどの遊技場]	店舗面積が300㎡を超えるもの	店舗面積15㎡ごとに1台	遊技室、景品交換所その他これらに類すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室、食堂など)、事務室、倉庫など
4	学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設 [専修学校、各種学校、学習塾、予備校、語学教室、料理教室などの施設]	教室面積が300㎡を超えるもの	教室面積15㎡ごとに1台	教室、講堂、実験室、図書室、資料室その他これらに類すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室、食堂など)、事務室、倉庫など
5	スポーツ及び健康の増進を目的とする施設 [ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、体育館、スポーツクラブなどの施設]	運動場面積が500㎡を超えるもの	運動場面積25㎡ごとに1台	競技場、運動場、練習場、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、観覧席その他これらに類すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室、食堂など)、事務室、倉庫など
6	前各項に掲げる用途以外で規則で定めるものに供する施設 (国又は地方公共団体が設置する施設に限る。)[官公署、病院、診療所、公民館、集会場、公会堂、博物館、図書館などの施設]	当該用途に供する部分の床面積が300㎡を超えるもの	当該用途に供する部分の床面積15㎡ごとに1台	当該用途に供する部分の床面積で、もっぱら利用者の利用に供すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室、食堂など)、事務室、倉庫など
7	第1項から第5項までに掲げる用途以外で規則で定めるものに供する施設(前項に規定する者が設置する施設を除く。) [郵便局、病院、診療所、集会場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、博物館、図書館、展示場、ダンスホール、カラオケボックス、レンタルビデオ店などの施設]	当該用途に供する部分の床面積が400㎡を超えるもの	当該用途に供する部分の床面積20㎡ごとに1台	当該用途に供する部分の床面積で、もっぱら利用者の利用に供すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室、食堂など)、事務室、倉庫など
備考	<p>(1) 施設の用途及び店舗等面積の算定対象については主な例であり、例示以外の施設及び店舗等面積も対象となる場合もありますので、詳細についてはお問い合わせください。</p> <p>(2) 自転車には50cc以下のバイクを含みます。</p> <p>(3) この表により算定した自転車等駐車場の規模が1台に満たない場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>(4) 店舗等面積が5,000㎡を超える施設(混合用途施設を除く。)には、5,000㎡を超える部分を2分の1の規模で算出する特例措置があります。</p> <p>(5) 混合用途施設については、当該用途ごとに上表で自動車等駐車場の規模を算出し、その合計が20台以上である場合に附置義務が適用されます。</p> <p>(6) 自転車等駐車場は、駐車部分の規模を駐車台数1台につき1㎡以上とし、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければなりません。</p>				

自転車等駐車場設置台数計算例



○施設の新築の場合の自転車等駐車場の規模について

(1) 単一用途施設の場合

(計算例-1) 1,500 m²の銀行を新設する場合

1,500 m² > 500 m² 附置義務有り

$$\frac{1,500 \text{ m}^2}{25 \text{ m}^2/\text{台}} = 60 \text{ 台} \quad \text{附置義務台数は 60 台となる。}$$

(2) 混合用途施設の場合

(計算例-2) 300 m²のスーパーマーケットと 150 m²の遊技場を 1 つの施設として新築する場合

$$\frac{300 \text{ m}^2}{20 \text{ m}^2/\text{台}} + \frac{150 \text{ m}^2}{15 \text{ m}^2/\text{台}} = 15 \text{ 台} + 10 \text{ 台} = 25 \text{ 台} \geq 20 \text{ 台}$$

附置義務があり、附置義務台数は 25 台となる。

(3) 大規模施設の場合

(計算例-3) 7,000 m²の百貨店を新築する場合

7,000 m² > 400 m² 附置義務有り

$$\frac{5,000 \text{ m}^2}{20 \text{ m}^2/\text{台}} + \frac{(7,000 \text{ m}^2 - 5,000 \text{ m}^2)}{20 \text{ m}^2/\text{台}} \times \frac{1}{2} = 250 \text{ 台} + 50 \text{ 台} = 300 \text{ 台}$$

附置義務台数は 300 台となる。

(計算例-4) 4,000 m²の百貨店、2,000 m²の銀行及び 2,000 m²の遊技場を 1 の施設として新築する場合

4,000 m² + 2,000 m² + 2,000 m² = 8,000 m² > 5,000 m²

$$\frac{8,000 \text{ m}^2 - 5,000 \text{ m}^2}{8,000 \text{ m}^2} = \frac{3}{8} \text{ (5,000 m}^2 \text{ を超える割合)}$$

(百貨店)

$$4,000 \text{ m}^2 \times \frac{3}{8} = 1,500 \text{ m}^2 \text{ (逓減対象面積)}$$

$$\frac{4,000 \text{ m}^2 - 1,500 \text{ m}^2}{20 \text{ m}^2/\text{台}} + \frac{1,500 \text{ m}^2}{20 \text{ m}^2/\text{台}} \times \frac{1}{2} = 125 + 37 = 162 \text{ 台} \dots\dots\dots \textcircled{1}$$

(銀行)

$$2,000 \text{ m}^2 \times \frac{3}{8} = 750 \text{ m}^2 \text{ (逓減対象面積)}$$

$$\frac{2,000 \text{ m}^2 - 750 \text{ m}^2}{25 \text{ m}^2/\text{台}} + \frac{750 \text{ m}^2}{25 \text{ m}^2/\text{台}} \times \frac{1}{2} = 50 + 15 = 65 \text{ 台} \dots\dots\dots \textcircled{2}$$

(遊技場)

$$2,000 \text{ m}^2 \times \frac{3}{8} = 750 \text{ m}^2 \text{ (逓減対象面積)}$$

$$\frac{2,000 \text{ m}^2 - 750 \text{ m}^2}{15 \text{ m}^2/\text{台}} + \frac{750 \text{ m}^2}{15 \text{ m}^2/\text{台}} \times \frac{1}{2} = 83 + 25 = 108 \text{ 台} \dots\dots\dots \textcircled{3}$$

合計 = ① + ② + ③ = 162 台 + 65 台 + 108 台 = 335 台 ≥ 20 台

附置義務台数は 335 台となる。

自転車等駐車場の管理について



この条例により、設置を義務づけられた自転車等駐車場の設置者又は管理者は、常に自転車等の整理整頓に努められ、利用者が安全に利用できるよう下記の事項に留意し自転車等駐車を適正に管理していただくようお願いいたします。

- (1) 通勤、通学者など施設を利用する者以外の者が当該施設に設置を義務づけられた自転車等駐車場を利用し、あるいは、当該自転車等駐車が荷物置場、売場など他の用途に供される等によりその設置目的に支障をきたすことのないように、適正に管理してください。
- (2) 当該施設に従事する者が当該施設に設置を義務づけられた自転車等駐車場を利用することによりその設置目的に支障をきたすことのないように、適正な規模の従業員専用の自転車等駐車場を設置してください。

ご注意



さいたま市では、この条例の適正な運用を図るため、必要に応じて次の措置を行う場合がありますので、ご注意下さい。

- (1) 立入検査
条例の規定を守っていただくため、報告、資料の提出を求めたり立入検査を行う場合があります。
- (2) 措置命令
条例の規定に違反した場合は、違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずる場合があります。
- (3) 公表
条例の規定に違反した場合や措置命令に従わなかった場合などは条例違反者の氏名が公表されることとなります。

終わりに



- 既存の大型店舗や一定規模以下の施設など、この条例により自転車等駐車場の設置の義務が課せられていない施設についても、自転車等の駐車需要を生じさせる施設には、その利用者のために必要な規模の自転車等駐車場を設置していただくようお願いいたします。
- 共同住宅、長屋住宅、ワンルームマンション、寄宿舎、事務所等の施設及びこの条例による指定区域を除く区域に一定規模以上の集客施設、商業施設等を新設又は増設する場合においても、引き続き、自転車等駐車場を設置していただくようお願いいたします。



さいたま市

お問い合わせ先

さいたま市各区役所暮らし応援室

西 区暮らし応援室	☎620-2627
北 区暮らし応援室	☎669-6027
大宮区暮らし応援室	☎646-3027
見沼区暮らし応援室	☎681-6027
中央区暮らし応援室	☎840-6027
桜 区暮らし応援室	☎856-6138
浦和区暮らし応援室	☎829-6049
南 区暮らし応援室	☎844-7137
緑 区暮らし応援室	☎712-1138
岩槻区暮らし応援室	☎790-0128

自転車等駐車場の附置義務について

発行 令和5年3月

さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課